

目黒区環境基本計画改定素案について

1 経緯

区は令和3年12月1日に区長から目黒区環境審議会（以下「審議会」という。）に、目黒区地球温暖化対策地域推進計画を包含し目黒区気候変動適応計画としても位置付ける環境基本計画の改定に向けた基本的方向について諮問した。

審議会及び審議会の下部機関として設置した目黒区環境審議会専門委員会（以下「専門委員会」という。）での約10か月の審議を経て令和4年10月11日付けで「目黒区環境基本計画及び目黒区地球温暖化対策地域推進計画の改定に向けた基本的な方向について」答申を受領した。

その後、本答申を尊重しつつ、環境をとりまく社会情勢や区が令和4年2月にゼロカーボンシティの実現を表明したことを踏まえて目黒区環境基本計画改定素案を取りまとめた。

- 令和3年12月 計画の改定に向けた基本的方向について審議会に諮問
- 令和3年12月～令和4年9月 審議会3回、専門委員会5回開催
- 令和4年10月11日 答申

2 改定素案

第1章 目黒区環境基本計画の考え方

計画を改定する社会的背景や計画の目的等基本的事項について記述

計画期間は令和5年度から令和14年度までの10年間とし、社会状況の変化等に応じて、概ね5年を目途に中間見直しを行う。

第2章 目黒区の環境の今と未来

環境をめぐる世界、国、都の動きや目黒区の取組と課題について記述

第3章 目指すべき環境像と施策

目指すべき環境像や5つの基本方針及び基本方針の実現に向けて実施される具体的な施策について記述

第4章 ゼロカーボンシティの実現に向けた重点プロジェクト

2050年ゼロカーボンシティの実現に向け重点的に実施する取組について記述

第5章 計画の推進

計画の進捗管理及び推進体制について記述

3 改定素案の概要

<ポイント>

- 2050年ゼロカーボンシティの実現に向けて進捗管理を円滑に実施するため、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく目黒区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（目黒区地球温暖化対策地域推進計画から名称変更）と気候変動適応法第12条に基づく目黒区気候変動適応計画を包含している。
- 2050年ゼロカーボンシティの実現に向けて以下の目標を掲げている。
 - ・二酸化炭素削減目標
2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比で50%削減（589,500t-CO₂）
 - ・再生可能エネルギー導入目標
2032（令和14）年度までに導入容量（累計）約30,000kW
 - ・区の事務事業における温室効果ガス排出量削減目標
2032（令和14）年度までに2013（平成25）年度比で60%削減（9,451t-CO₂-eq）
- 基本方針に、関連するSDGsを結び付けている。

4 今後の予定

令和4年12月28日まで	計画改定素案のパブリックコメント実施
12月13日から15日まで（14時から17時30分まで）	オープンハウス型説明会（総合庁舎西ロビー）
令和5年 2月	計画改定案決定、都市環境委員会
3月	計画改定

以 上